

奈良県建築士事務所監督処分等基準

1 監督処分等の方針

建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士事務所の開設者等が、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第26条第1項又は第2項に規定する処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分又は文書注意（以下「監督処分等」という。）を行うものとする。

2 監督処分等の内容の決定

建築士事務所の監督処分等の内容の決定は、別表第1に従い行うものとする。

なお、過去に監督処分等（文書による注意にあつては、2年を経過しないものに限る。）を受けている建築士事務所の開設者に対しては、別表第2に従い監督処分等の内容の決定を行うものとする。

3 監督処分等に伴う措置

建築士事務所の開設者に対して登録の取消し又は建築士事務所の閉鎖の処分を行った場合は、当該処分に対する違反がないよう監視し、違反があつた場合は、さらに処分及び告発を行うものとする。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成19年6月20日から施行する。
- 2 この基準の施行の日以前に奈良県建築士審査会の同意を得て、処分内容の確定しているものについては、なお従前の例による。

別表第1

処 分 事 由	処 分 等 の 基 準
法第26条第1項の各号に該当するとき。	登録の取消し
<p>法第26条第2項の各号に該当するとき。</p> <p>1 第1号に該当するとき。 (1) 法第23条の4第2項第1号に該当するとき。 ① 法第8条第1号に該当するとき。 ② 法第8条第2号に該当するとき。 (2) 法第23条の4第2項第2号又は第3号に該当するとき。</p> <p>2 第2号に該当するとき。</p> <p>3 第3号に該当するとき。</p> <p>4 第4号に該当するとき。</p> <p>5 第5号に該当するとき。</p> <p>6 第6号から第8号に該当するとき。</p> <p>7 第9号に該当するとき。 (1) 閉鎖命令に違反したとき。 (2) 法第26条の2第1項の規定による報告の求め又は検査に応じないとき。</p> <p>8 第10号に該当するとき。</p>	<p>戒告、閉鎖又は登録の取消し 戒告、閉鎖又は登録の取消し (1)に準じた処分</p> <p>文書による注意又は戒告</p> <p>文書による注意、戒告又は閉鎖</p> <p>管理建築士に対して行われた懲戒処分に準じた処分</p> <p>所属建築士に対して行われた懲戒処分の内容、当該懲戒処分に係る行為の当該建築士事務所業務における位置付け等を勘案して、文書による注意、戒告又は閉鎖</p> <p>戒告又は閉鎖</p> <p>登録の取消し 戒告又は閉鎖</p> <p>文書による注意、戒告、閉鎖又は登録の取消し</p>

備考

- 1 2以上の処分事由に該当する行為があった場合は、最も処分等の程度が重いと考えられる行為につき相当である処分等を適宜加重して処分等を行うこと（例えば、文書による注意の場合は戒告とし、戒告の場合は閉鎖とし、閉鎖の場合は閉鎖期間の延長又は登録の取消しとする等）。
- 2 違反の結果が重大であるとき（違反により、建築物の倒壊、破損が生じた場合又は人の死傷が生じた場合）は、適宜加重して処分等を行うこと。
- 3 法第26条第2項第10号の「業務に関し不正な行為をしたとき」とは、建築士事務所の開設者がその業務に関する契約を有責に履行せず、依頼主に損害を与えた場合等である。

別表第2

処 分 事 由	処 分 等 の 基 準
<p>1 別表第1の基準により文書による注意が相当であるとき。 (1) 過去に一度処分等を受けているとき。 (2) 過去に二度以上処分等を受けているとき。</p>	<p>戒告 閉鎖</p>
<p>2 別表第1の基準により戒告が相当であるとき。 (1) 過去に一度処分等を受けているとき。 (2) 過去に二度以上処分等を受けているとき。</p>	<p>3月以内の閉鎖 3月以上1年以内の閉鎖又は登録の取消し</p>
<p>3 別表第1の基準により閉鎖が相当であるとき。</p>	<p>相当である閉鎖期間に3月以上の期間を加えた期間の閉鎖又は登録の取消し</p>
<p>4 別表第1の基準により登録の取消しが相当であるとき。</p>	<p>登録の取消し</p>